明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・原子力規制委一）　一

〔省　令〕

○独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する省令の一部を改正する命令（文部科学・経済産業・原子力規制委一）　一

○独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する命令の一部を改正する命令（文部科学・原子力規制委一）　二

〔規　則〕

○独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（原子力規制委一）　二

〔告　示〕

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三四八）　二九

○独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整備等に関する告示（原子力規制委一）　三

府令・省令

○内閣府令第一号
原子力規制委員会規則第一号

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行に伴い、及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七条第一項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成二十四年文部科学省経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「、緊急事態応急対策等拠点施設と独立行政法人原子力安全基盤機構」を「と緊急事態応急対策等拠点施設」に改める。

附　則

この命令は、平成二十六年三月一日から施行する。

省　令

○文部科学省・経済産業省令第一号
原子力規制委員会規則

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行に伴い、独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する省令の一部を改正する命令

独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する省令（平成二十五年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令

第五条第二項及び第七条第二項中「及び原子力規制委員会」を削る。

附　則

この命令は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。